

2001 ミニ・ディスクロージャー

見てわかる“しんきん”



新庄信用金庫ステンドグラス「北の春」は、当金庫の本店新築時に郷土出身の一水会会員、近岡善次郎画伯の原画・監修によって制作されたものです。

「北国に春が来て、遠山にまだ雪が残っているのに梅、桃、桜が同時に咲き出し、少し遅れてサクランボの緑がかった白い花が咲く、それが雪のやっとな消えたかげろうのたなびく野を埋める。働く人も春の野に出ることは喜びである。春風を胸いっぱい吸って、本当に生きている喜びを味わう。この気持ちの良さは、東北生まれの私にとって最高の喜びとして一生忘れず思い続けることだろう。」

近岡 善次郎



基本方針

- 郷土の繁栄に心から奉仕する
- 内容の堅実な金庫にする
- 和顔愛語に満ちた明朗な庫風を創る
- 待遇の優れた金庫にする

皆さまには、平素より私ども信用金庫をお引き立
ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆さまの当金庫に対するご理解を深めていただく
ために本年も「見てわかる“しんきん”」（ミニ・
ディスクロージャー誌）を作成いたしました。本誌
によって、当金庫の業況等につき、ご理解を一層深
めていただければ幸いに存じます。

当金庫は、大正12年(1923年)6月の創業以来、
「地域社会の繁栄に貢献する」という経営理念に基
づいて業務を展開してまいりました。

おかげさまで、平成13年3月末現在、
総資産616億円、預金残高553億円、貸出金残
高396億円となりました。これもひとえに、皆さ
ま方の深いご理解ご支援によるものと、心から感謝
申しあげる次第でございます。

今後とも地元になくはならない「しんきん」と
なれますよう、独自性を追求し、堅実かつ先進的経
営を主眼に、皆さま方のご期待にお応えすべく、役
職員一致協力して努力する所存でありますので、よ
り一層ご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成13年8月

会 員 井上 作松
理 事 長 井上洋一郎

Q1 決算の状況はどうだったの？

A おかげさまで12年度決算では、業務純益
(本業での利益) 619百万円、経常利益
311百万円を計上することができました。

●財務・資産内容の健全性を考えました。

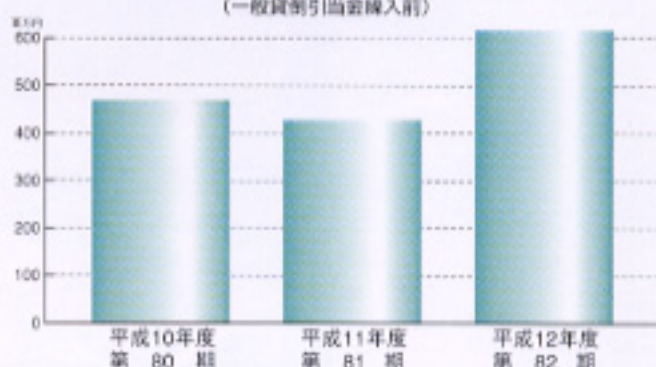
本業での利益を示す業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は619百万円
と11年度の429百万円を大幅に上回ることができました。また資産の
健全性確保のため不良債権処理を積極的に進めた結果、経常利益は311
百万円、退職給付会計導入による会計基準変更時差異を財務の健全性の観
点から一括費用処理し、当期利益は151百万円の計上となりました。

(百万円 以下単位未満は切り捨て)

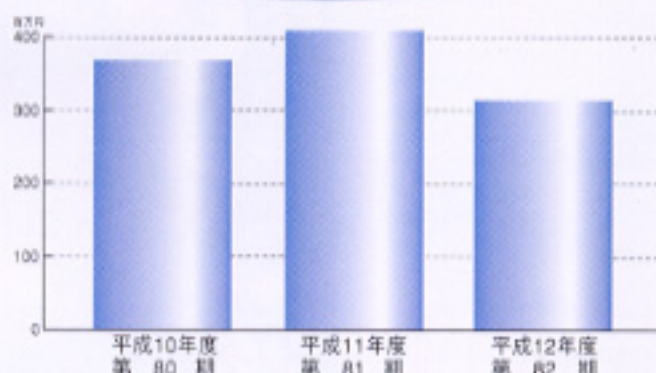
	平成10年度	平成11年度	平成12年度
	第80期	第81期	第82期
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	471	429	619
経常利益	371	406	311
当期利益	223	292	151

業務純益

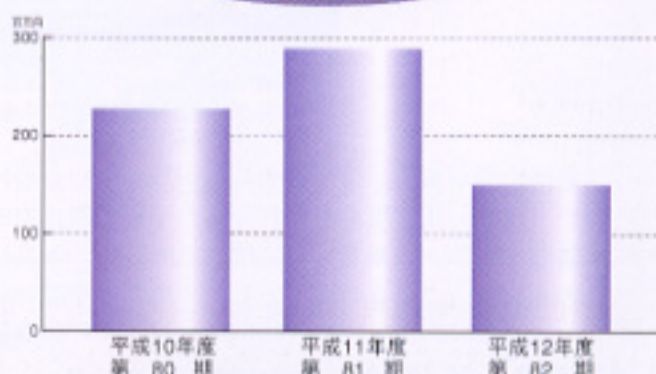
(一般貸倒引当金繰入前)



経常利益



当期利益



Q2 自己資本比率はどれくらいなの？

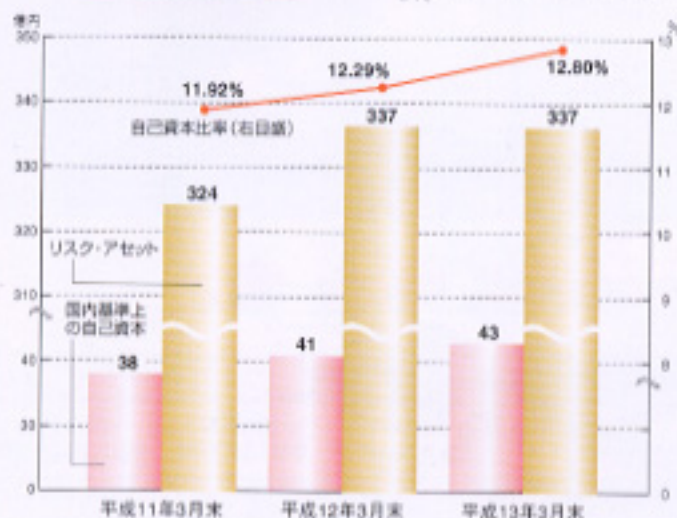
A 「健全で問題のない金融機関」の国内基準を大幅に上回っています。

●自己資本比率は信用金庫の場合、4%が安心の基準です。
金融機関の安全性を示す指標のひとつとして、自己資本比率があります。自己資本比率とは、リスク・アセット（資産の科目ごとに簿価に対して0～100%「リスク・ウエイト」すなわち「損失が発生する危険度に応じた掛け目」を掛けて合計します。）に対する自己資本の割合、つまり「いざというときの備え具合」を示しています。信用金庫のように国内のみで営業活動を行う金融機関については、4%あれば経営体質が健全であると判断されています。

●安定的な収益から、自己資本比率は12.80%に。
当金庫は金融機関経営の健全性を確保のために、自己資本の充実が重点課題であるとの認識から、これまで内部留保の蓄積を行ってきました。12年度はQ1でもご説明いたしましたとおり、財務・資産内容の健全性を優先させ、最終利益は11年度に比べて減益となったものの、これまでの蓄積もあり自己資本比率はさらに改善になり12.80%となっております。

自己資本比率の推移

国内での金融機関を行う「信用金庫」に対して「早期健全指標」が定められる基準は、その自己資本比率が4%未満となった場合と定められています。当金庫はこの国内基準を超過しています。



預金・貸出金の推移

●預金残高の推移 (億円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末
個人預金	388	397	403	424	438
法人預金	96	111	114	118	115
預金残高合計	484	509	517	543	553

積極的に取引層の拡充に努めました結果、個人預金を中心に増強し前期末と比べ約10億円増加し553億円の残高となりました。

●貸出金・代理貸付残高の推移 (億円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末
貸出金残高	299	340	384	396	396
代理貸付残高	63	66	65	66	62
計	363	406	449	463	459

地元企業向け貸出しや個人の住宅ローン等の資金需要に積極的に応え続けてきましたが、事業性資金需要の低迷により貸出金はほぼ横ばいの396億円の残高となりました。また信金中金や政府系金融機関の代理貸付は4億円減少し62億円の残高となりました。

Q3 不良債権はどうなっていますか？

A ルール（自己査定基準）を守って適正に処理しています。

●不良債権は積極的に処理を行っています。
金融機関は企業や個人のお客さま向けに、各種の貸出しを行っています。しかし深刻な景気低迷の影響などにより融資先が経営不振に陥ったり、倒産したりすると、返済が困難になる場合がございます。そのような貸出金等を不良債権とします。
当金庫は、資産の健全性を経営の最重要課題と位置づけ、厳格な自己査定基準に基づき適正な償却・引当を行っています。
下の表は不良債権とその処理の状況を示すものですが、不良債権といっても全てがすぐに損失になるわけではありません。遅れながらも返済がなされている場合もございますし、預金積立、不動産担保、信用保証協会の保証、貸倒引当金などで、十分に保全されていることがわかりたいと思います。

リスク管理債権

●リスク管理債権は、貸出金のうち即収に懸念がある「破綻先債権」「延滞債権」と、回収に注意が必要な「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」からなります。

(以下単位は百万円)

項目	平成11年度	平成12年度	
破綻先債権額 (1)	211	766	倒産した会社などへの貸出金
延滞債権額 (2)	623	1,434	業績が悪化し返済が困難な先への貸出金
3ヵ月以上延滞債権額 (3)	64	—	返済が3ヵ月以上延滞している貸出金
貸出条件緩和債権額 (4)	384	582	経営支援のため条件を緩和した貸出金
リスク管理債権合計 (1)+(2)+(3)+(4)=(5)	1,283	2,783	

●破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の状況

項目	平成11年度	平成12年度	
破綻先債権額 (A)	211	766	
延滞債権額 (B)	623	1,434	
合計 (C)=(A)+(B)	834	2,200	
担保・保証額 (D)	616	1,838	自己査定に基づく担保・保証による回収見込額
回収に懸念がある貸出金 (E)=(C)-(D)	218	361	
個別貸倒引当金 (F)	218	361	個別のリスク管理債権の回収不能に備えた引当金
回収率 (G)=(F)/(E)	100.00%	100.00%	

●3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の状況

項目	平成11年度	平成12年度	
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	64	—	
貸出条件緩和債権額 (I)	384	582	
合計 (J)=(H)+(I)	448	582	
担保・保証額 (K)	448	582	自己査定に基づく担保・保証による回収見込額
回収に管理を要する貸出金 (L)=(J)-(K)	0	0	
一般貸倒引当金 (M)	—	170	将来の貸倒損失に備えた引当金

経営健全性の指標
「自己資本比率」は

12.80%

国内基準4%の
高い安全性を確保しています。

3倍

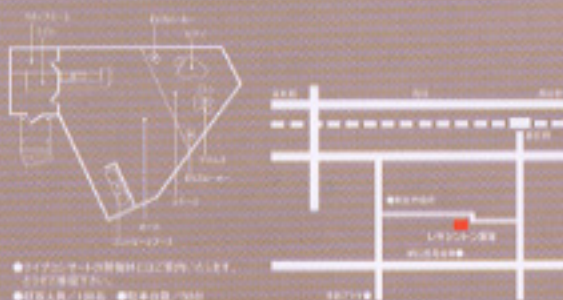
●自己資本比率
= 自己資本額 / リスク・アセット × 100



Favorite Scene.

心に響く、シーンがある。

日本の原風景が散見されるエコポリス、Mogamiエリア。その中心地Shinjo City、古くから交通の要所として発展してきた雪まつりのふるさと。其年の夢だった新幹線のターミナル新庄駅の実現を機に完成した小さな文化ホール、レキシントンShinjo。心地よい空間があなたをお待ちしております。



PRIVATE BOOTH LEXINGTON SHINJO レキシントン新庄 (しんじん文化ホール)
山形県新庄市本町2番9号

もっと知ってほしいなっ。信用金庫。

ペイオフについて Pay Off

●ペイオフとはどのような制度ですか。

万一、金融機関が経営破綻して預金の払戻しを停止した場合、その金融機関に代わって「預金保険機構」が預金者に一定額までの保険金を支払うことを言います。

●ペイオフが解禁されると、どのような保護が受けられるのですか。

1金融機関あたり預金者1人につき元本1,000万円までとその利息が保護されます。1預金者が普通預金や定期預金など複数の預金をしていたり、1金融機関の複数の支店に分けて預金していても預金は合計されます。

●1,000万円を超える部分はどうなりますか。

元本1,000万円を超える額とその利息については、破綻金融機関の財産の状況に応じて払い戻されます。

●今後、預金の保護はどのようになるのですか。

平成14年3月末までは、すべての預金が全額保護されます。平成14年4月から平成15年3月末までは、普通預金や当座預金などの決済性預金に限り全額保護されます。決済性預金以外の預金は合算して元本1,000万円までとその利息が保護されます。平成15年4月以降は、預金保険制度対象の預金について、1金融機関1預金者につき合算して元本1,000万円までとその利息が保護されます。

●時期によって変わる保護の範囲

		～(2002年) 平成14年3月末	～(2003年) 平成15年3月末	(2003年) 平成15年4月以降
預金保険制度の 対象預金	決済性預金 (普通預金・当座預金等)	全額保護	全額保護	合算して元本 1千万円までと 利息を保護
	決済性預金 以外の預金 (定期預金・定額預金等)	全額保護	合算して元本 1千万円までと 利息を保護	
上記預金保険制度の 対象外の預金 (外貨預金・譲渡性預金等)		全額保護	保護対象外	



●もっと詳しく知りたいときは…
預金保険制度やペイオフについての
詳細は窓口にお問い合わせください。
別の冊子をご用意しております。

新庄信用金庫

※より詳しい内容は各営業店に信用金庫法に基づくディスクロージャー誌「新庄信用金庫の現況」を備えておりますので、ご覧ください。
ホームページ <http://shinjo.dewa.or.jp/shinjosk/>

■本店/山形県新庄市本町2番9号 ■作成/本部(総務部) ☎0233-22-4222 FAX.0233-23-1690 ☎0120-255-744